

【令和8年度】 介護予防支援の新規指定に関する手引き

1. 介護予防支援について

令和6年度介護報酬改定に伴い、地域包括支援センターを設定している法人に加え、居宅介護支援事業の指定を受けている事業者も新たに介護予防支援の指定対象となりました。

2. 申請にあたっての留意事項

- 申請者は申請時点において居宅介護支援事業の指定を受けている法人でなければなりません。そのため、居宅介護支援事業との同時申請はできません。
- 法人の定款及び登記の目的欄には、申請する事業に関する記載が必要です。
記載例：介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 指定申請には事前の予約が必要です。
- 指定に際しては、保険者・指定権者の判断や考え方等がありますので、申請手続き時には適切なご対応をお願いします。

<担当窓口・お問い合わせ先>

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
電話：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146
メール：chouju@city.toyonaka.osaka.jp

3. 指定申請手数料

新規指定の申請にあたっては、豊中市介護保険条例に基づき、1件につき30,000円の指定申請手数料が必要となります。

4. 指定申請スケジュール等について

(1)スケジュール

- 事業開始日ごとの申請に関するスケジュールは下表のとおりです（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）。下記に示す期間以外での予約受付等はいりません。
- 地域密着型サービス等運営検討部会にて審議の対象となるサービスのため、指定日は令和8年度は下記の4回に限られます。
- 電話または窓口来庁にてご予約下さい。
- 予約後にキャンセルする場合は、すみやかに連絡してください。
- 下表に示す期間等は予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。

事業開始日 (指定日)	予約受付期間	書類提出締切 (必着)	補正期間
令和8年6月1日	令和8年2月2日～ 令和8年2月27日	令和8年3月13日	令和8年3月16日～ 令和8年4月15日
令和8年9月1日	令和8年5月1日～ 令和8年5月29日	令和8年6月15日	令和8年6月16日～ 令和8年7月15日
令和8年12月1日	令和8年8月3日～ 令和8年8月31日	令和8年9月15日	令和8年9月16日～ 令和8年10月15日
令和9年3月1日	令和8年11月2日～ 令和8年11月30日	令和8年12月15日	令和8年12月16日～ 令和9年1月15日

(2) 予約から指定までの流れ

順	実施項目	時期	説明
1	事前予約	事業開始4か月前の1日～末日頃	・電話または窓口来庁にてご予約下さい。 ・法人名、指定済みの居宅介護支援事業所名等をお伺いします。
2	申請準備 ↓ 申請書類の作成	申請書類提出日まで	・指定申請に必要な手続き、人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成などの事前準備を行ってください。 ・準備に関するご相談は随時お受けしています。書類作成時は記入例を参考にしてください。 ・申請書類は豊中市ホームページからダウンロードしてお使いください。 → 介護予防支援 豊中市 (city.toyonaka.osaka.jp)
3	申請書類の提出	事業開始3か月前15日頃	・郵送または窓口持参(締切日必着。窓口持参頂いた場合でも、その場で審査はいたしません) ・書類は『申請に必要な書類チェックリスト』でご確認のうえ、すべて揃えてご提出ください。<u>提出時に不足書類がある場合は受付できません。</u> ・ご提出いただいた書類は原則お返しできません。申請者控えとして、申請書類一式の写し(データでも可)を保管してください。
4	審査・補正	事業開始3か月前16日頃～2か月前15日頃	・市が書類を審査し、申請内容が指定基準等に合致しているかを確認します。 ・書類に不備があった場合はご連絡し、不備の内容に応じて窓口、電話、メール等で補正のご対応を依頼します。 ・期間内に補正が完了しない場合、申請書類を受理できない可能性がありますので、補正には速やかにご対応ください。 ・補正がない場合でも状況によりご来庁をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
	手数料納付書お渡し		・手数料については、書類をご提出いただいた後に納付書を発行し、原則郵送でお渡しします。 ・納期限(翌月10日頃)までに、納付書裏面に記載の金融機関本支店にて手数料を納めてください(豊中市役所内の金融機関窓口でも納めていただけます)。 ・手数料の納付時に返却される領収済証の写しを、補正期間内に長寿社会政策課までご提出ください。
5	地域密着型サービス等運営検討部会で審議	事業開始前月上旬	・当部会で意見聴取した結果、改善が必要な場合があります。 ※事業者の出席は不要です。
6	指定書交付	事業開始前月20日頃	・指定書及び参考資料を郵送します。 ・資料を確認し、事業運営に必要な情報を事業所内で周知してください。
7	事業開始(指定日)	事業開始月1日	・年4回(6、9、12、3月)、各1日付で指定します。 ・指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。